

休眠預金等に係る資金の活用に関するその他の必要な事項について

※法及び中間整理に記載された事項並びにこれまでの審議会における議論等を整理したもの

事務局案 1 本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」である。民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど民間公益活動全体が未だ発展途上にある現状の下で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、当分の間は以下のような方針で進めることとしてはどうか。

- ① 比較的小規模で制度を開始させ、その後は、民間公益活動の進捗状況を継続的に確認しながら、段階的に規模を拡大させる。
- ② 指定活用団体は、民間公益活動の成功事例と支援の出口モデルを創出させ、それを広く関係者に共有し、これを事業モデルとして普及させていくことに重点をおいて事業を実施する。
- ③ 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促すという観点から、民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成、ICTを活用した成果評価及び情報公開の仕組み等の本制度を支える基盤整備にも休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）を積極的に活用していく。

【参考】民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）（抄）

（基本計画）

第十九条 内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その年度における休眠預金等交付金の額の見通し及び休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標に関する事項

二～五 （略）

3・4 （略）

事務局案2 休眠預金等に係る資金により助成等の対象とする経費の具体的範囲について
は、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえて策定する諸規程等に基づいて、指
定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれの間の個別の契約にお
いて決定されるものとする。

指定活用団体が諸規程等を策定する際には、民間の団体の創意と工夫を生かすために休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった経費についても対象とすることが望ましいのではないか。

- ① 指定活用団体による資金分配団体への助成又は貸付けの対象には、資金分配団体が民間公益活動を行う団体に助成等を行う資金に充当する経費のみならず、休眠預金等に係る資金の活用当たり資金分配団体自身において必要となる経費等も対象とする。

具体的には、例えば以下の経費について、内容を十分に精査し、事前に明示した成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において可能な限り柔軟に休眠預金等に係る資金を活用できるようにすることが望ましい。

- ・ 資金分配団体における民間公益活動を行う団体に対する非資金的支援を提供するために必要な専門性等を確保するための経費
- ・ 民間公益活動を行う団体における民間公益活動の実施に係る人件費や設備備品費といった経費
- ・ 自らの成果評価の実施に係る経費

その際、特に助成等の対象とする人件費の水準については情報公開を徹底し、国民・住民の理解が得られるよう努める必要がある。

- ② 民間公益活動を行う団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能な範囲についても、休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づき、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間の契約においてあらかじめ定めておくことが望ましい。